



個別案件(専門家)

2014年06月17日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)基礎教育強化
(英)Basic Education Advisor

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 教育-初等教育
分野課題2 貧困削減-貧困削減
分野課題3
分野分類 人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名 基礎教育の質強化プログラム
援助重点課題 地方開発
開発課題 基礎教育の充実

プロジェクトサイト テグシガルパ
署名日(実施合意) 2006年08月22日

協力期間 2007年10月01日 ~ 2009年09月30日

相手国機関名 (和)教育省
相手国機関名 (英)Secretariat of Education

プロジェクト概要

背景 ホンジュラス国はEFA-FTI対象国となっており、教育省が2001年より各種の教育改革に着手している。しかしながら、就学率は91%(2004年統計)と比較的高いものの、落第や退学により規定年数(6年間)での初等教育修了率は未だ4割に届かず、人的資源の向上を目指した基礎教育の充実が喫緊の課題となっている。こうした課題に対し、日本を含む援助関係機関は2003年にEFA支援に関するMOUに署名し、援助協調のもと効率的な援助実施を志向している。

このような援助協調の流れを受け、日本はEFA支援を協力の中心に据えたプログラムを策定し、高い退学率、落第率の主要原因の1つと考えられている算数科における教師の指導力向上を目指した技術プロジェクトの他、協力隊のチーム派遣による基礎教育総合強化モデルプロジェクトII(PROEPA)の実施等を通じた協力を実施中である。

教育を取り巻く要因は多種多様であり、一面的な支援だけでは最終目標である人的資源の開発にその成果を求めるのは難しく、主要な要因への総合的対処が求められることから、上記のとおり日本もプログラムアプローチをとっているが、教員研修、カリキュラム開発、教材整備、学校運営改善等総合的アプローチを有効かつ効率的に進めていくためには、プログラムを構成する各コンポーネントについての総合調整および援助機関、ホンジュラス国政府との交渉の窓口として、教育分野の経験を有する専門家の存在が不可欠となっている。

当国では1998年のハリケーンミッチ以降、2000年にPRSPが策定されたこともあり援助協調の動きが活発になっている。教育セクターにおいてもドナー会合が組織され、頻繁に会合が開催される等、被援助国対ドナーというパイの関係だけでは教育案件の策定実施評価はもはや不可能となっている。2003年10月にはEFA-FTIに係る一般枠組みMOUに日本も署名を行った他、別途ブルーファンドMOUも署名されており、政府としても教育分野におけるサブセクターSWAPsの推進を図っている状況にあるため、政策アドバイザー型専門家の継続派遣がホンジュラス政府より要請された。

上位目標 我が国の対ホンジュラス「基礎教育強化プログラム」が、ホンジュラスEFA-FTI計画の目標達成(2015年までの初等教育完全就学)に貢献する。

プロジェクト目標 我が国の対ホンジュラス「基礎教育強化プログラム」が、教育省政策ならびに他ドナー援助活動との整合性をもって計画・運営される。

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの計画・運営に関し、ホンジュラス側関係機関に適切な助言がなされ、これら機関の教育行政・施策実施能力が強化される。 ・日本の教育分野の対ホンジュラス協力が同国の政策(EFA-FTI計画)に則った支援であることが、ホンジュラス政府関係者及び他ドナー機関に的確に認識され、同分野の支援における日本のプレゼンスが高まる。 ・教育省をはじめとする当局教育関係機関、教育関係ドナー機関、市民社会(NGO等)と日本の教育分野支援との調整、及び現地ODAタスクフォースメンバー等、日本側の教育セクター関係者間の連携・協力が円滑に図られ、プログラムが適切に実施される。 ・プログラムのもと実施される各種ボランティア事業がプログラムの目標に貢献する形で適切に実施運営される。 ・ホンジュラス国の教育政策、他ドナーの援助動向、並びに日本の援助政策等を踏まえ、必要に応じプログラムの改善・改訂が行われる。
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育省、国立教育大学に対してセクタープラン・EFA-FTI等に関する助言を行う。 ・ドナー会合への参加、ホンジュラス政府関係者との協議等を通じ、援助協調のもとでプログラムを推進するために必要な情報収集・分析・発信を行う。 ・日本の対ホンジュラスEFA-FTI支援全般に係る現地ODAタスクフォースメンバー等日本側関係者へ助言を行い、プログラムの総合調整を行う。 ・プログラム構成案件の関係者に対し、事業マネジメント(計画策定・実施・評価)に関する技術的助言を行う。特にボランティア事業に関しては、ボランティアの特性に配慮しつつプログラムの目標に貢献する形で実施運営がなされるよう、日本側関係者に対し具体的運営方針を含めた助言を行うとともに、ホンジュラス側関係機関(教育省担当部局等)との調整を行う。 ・上記を踏まえ、必要に応じプログラムの改善・改訂案を作成し、同案に関するホンジュラス政府、日本側関係者、他ドナーとの協議を行う。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家 1名
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・在外事業強化費(出張経費、ローカルコンサルタント雇用経費等) ・C/P配置(教育省技術次官) ・執務室の提供
外部条件	基礎教育サブセクターに関する教育省の政策が変更されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ローカルコンサルタント1名を雇用し、教育省との折衝、他ドナー情報収集等の補佐として活用。
(2)国内支援体制	課題アドバイザー
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクト(算数指導力向上プロジェクトフェーズII) ・JOCV派遣(算数大好きボランティア、基礎教育総合強化モデルプロジェクトフェーズII) ・草の根無償(学校インフラ整備) ・ノンプロ見返り資金(学校インフラ整備、算数教材全国配布)
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデンSIDA、カナダCIDA: 算数指導力向上プロジェクト成果品である教材の印刷配布 ・アメリカUSAID: MIDEHプロジェクトにより教育スタンダードを開発 ・スペインAECI、世界銀行、IDBと教員研修実施において協力



草の根技協(パートナー型)

2012年12月29日現在

本部/国内機関 : 中国国際センター

案件概要表

案件名	(和)ホンジュラス共和国 エルパライス県母子保健向上支援事業フェーズ2 (英)Project for Improvement of Maternal and Child Health in El Paraiso(Phase2)
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エルパライス県
署名日(実施合意)	2010年01月01日
協力期間	2010年01月01日 ~ 2012年03月21日
相手国機関名	(和)エルパライス県保健地域事務所,ホンジュラス保健省
相手国機関名	(英)El Paraiso Department Health Office,Ministry of Health
日本側協力機関名	特定非営利活動法人AMDA社会開発機構

プロジェクト概要

背景
ホンジュラスでは、乳幼児と妊産婦死亡の低減に向けて、RAMNIという母子保健政策を2008年に打ち出し、母子保健の向上に力を入れている。事業対象地域であるエルパライス県は、母子保健の指標も低水準であり、同保健政策の重点地域6県の一つに位置づけられている。2007年8月～2010年1月まで実施された「エルパライス県母子保健向上支援事業(フェーズ1)」では、保健医療スタッフの能力向上、TBA・保健ボランティアの育成、コミュニティ薬局の設置などを通じて、主に保健サービスの強化において成果をあげることができた。しかし、フェーズ1事業でのコミュニティ薬局設置は25村で、先行事業(フェーズ1以前の事業)でのコミュニティ薬局設置数を含めても合計45村に留まっており、事業対象地域全域をカバーする設置数には至っていない。そこで、フェーズ2事業では、さらに20村のコミュニティ薬局設置を目指し、合計65村のコミュニティ薬局を設置し、対象地域全域での更なる母子保健サービスの向上を目指す。

また、フェーズ1事業実施により、住民の保健知識の低さ、保健サービス利用の低さなど課題として残ったため、住民に対する保健知識向上推進、保健サービス利用向上を目指したコミュニティにおける母子保健活動を促進させる必要がある事が明らかとなった。フェーズ2事業では、コミュニティにおける保健啓発活動を65村のコミュニティ薬局を中心に実施し、事業対象地域全域での保健知識向上、保健サービス利用率の向上を目指す。また、コミュニティ薬局の自立発展を見据えたコミュニティ薬局運営委員会を設立し、持続的な母子保健向上を目指す。

RAMNI: Reduccion Acelerada de la Mortaridad de Materna y de la Niñez
TBA: Traditional Birth Attendant

上位目標
ホンジュラス国保健省により、事業成果がRAMNI(母子保健政策)のコミュニティーの波及モデルとして認識される。

プロジェクト目標
対象地域における母子の健康が向上する。

成果1: コミュニティにおける母子保健活動が促進される

成果	<p>成果2:FCM(コミュニティ薬局)設置村においてFCMが機能し、管理委員会による自立的な運営が可能となる。</p> <p>成果3:母子保健センター(CMI)の利用が促進される</p>
活動	<p>1-1 コミュニティの母子保健に関するベースラインを確定する</p> <p>1-2 ベースライン調査に基づき研修内容を策定する</p> <p>1-3 母子保健委員会を組織化する</p> <p>1-4 母子保健委員会メンバーに対する研修を行う</p> <p>1-5 母子保健委員会の活動をサポートする</p> <p>1-6 保健基金を設置する</p> <p>1-7 活動状況のモニタリング・評価を行う</p> <p>2-1 FCM設置に関する住民会合を開催する</p> <p>2-2 FCM研修を実施する</p> <p>2-3 医薬品等を供与する</p> <p>2-4 関係者の協力を得てFCM運営委員会の組織化を支援する</p> <p>2-5 FCM運営委員会の活動をフォローアップする</p> <p>3-1 母子保健センターの利用についてベースライン調査を行う</p> <p>3-2 調査結果をもとに母子保健センター利用増加のためのプロモーション活動を計画する</p> <p>3-3 計画に沿ってプロモーション活動を実施する</p> <p>3-4 母子保健センター利用状況のモニタリングを行う</p>
投入	
日本側投入	<p>人材: プログラムマネージャー 19M/M、業務調整員 22M/M、事業評価員 0.7M/M、国内調整員 13M/M、現地保健医療専門家 26M/M、地域保健活動・研修担当員 66M/M、事務・会計担当員 26M/M、運転手 26M/M</p> <p>機材: パソコン一式 医薬品</p>
相手国側投入	<p>人材: 母子保健センタースタッフ、保健所スタッフ、TBA・保健ボランティア</p>
外部条件	<p>深刻な感染症が蔓延しない。 ホンジュラス国政府の保健ボランティアに関する政策が大きく変更されない。 人口が急激に増減しない。 インフラの状態が悪化しない。 インフレ・為替の大きな変動がない。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	エルパラインソ保健局
(2)国内支援体制	AMDAホンジュラス事務所 特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>現地国内研修「臨床看護教師養成」(母子保健改善):主に地方において看護教育に携わる人材の育成を目指して、地方を中心とした臨床看護教師養成のためのホンジュラス国内における研修コースを2002年度より5年間実施した。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	無し。



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)オランチョ県思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Adolescent Reproductive Health in Olancho Department
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	保健医療-HIV/AIDS
分野課題3	ジェンダーと開発-共通
分野分類	保健・医療-保健・医療-人口・家族計画
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	オランチョ県の7市
署名日(実施合意)	2008年05月07日
協力期間	2008年06月01日 ~ 2012年05月31日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Secretaria de Salud

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国(ホ国)では、人口の39%を15歳未満が占め(WHO2006)、人口における10代の若者の割合が大きいという状況の中、若年妊娠が増加しており、保健医療施設における思春期女性の出産件数割合は、全出産件数のうち35%を占めている(ホ国統計局2001)。妊産婦死亡率を見ると、全国では出生10万対110(UNDP2005)であるのに対し、12歳から14歳の妊産婦死亡率は出生10万対391、15歳から19歳の妊産婦死亡率は160と10代の妊産婦死亡率は全国値に比して高い数値を示しており、若年妊娠が妊産婦死亡や周産期死亡のリスクを大幅に高めると考えられる。

また、性行動調査によると、15歳までに妊娠の経験がある割合は10.7%、19歳では55.6%(ホ国統計局2001)と19歳の半数以上が妊娠の経験を持つ。他方、近代的避妊法を実行する割合は15歳から19歳の女性で19.6%(DHS2006)と低く、性交渉開始年齢の低年齢化や近代的避妊法の実行率の低さは、望まない妊娠のみならず、HIV/AIDSを含む性感染症のリスクを招く一因ともなっている。

若年妊娠はホ国における保健課題の一つであるとともに、妊娠後には進級の遅れや中退、低収入の仕事にしかつけないなど、ホ国全体の将来にも大きな影響を与えうる社会問題としての要素も含んでおり、その対策は急務となっている。

ホ国における若年妊娠を含む思春期リプロダクティブヘルスの問題は、若者に提供されている避妊や妊産婦ケアに関わる保健サービスのカバー率の低さやアクセスの問題、ならびにその質の低さが影響を与えていると考えられており、これらの問題解決に向けた取り組みは、妊産婦死亡率の減少等をはじめとするホ国保健状況改善、ひいては今後の社会状況の改善に資すると思われる。

上位目標 オランチョ県の思春期妊娠率の低下に貢献する。

プロジェクト目標 性とリプロダクティブヘルスのケアを受けるオランチョ県7市の思春期の若者の数が増加する

成果

1. 思春期の若者がアクセスしやすい質の高い思春期リプロダクティブヘルス(ARH)サービス提供システムを構築する
2. 思春期の若者がARHサービスへアクセスしやすいピアシステムを構築する

3. 思春期の若者がARHサービスを利用することに積極的になる
4. ARHサービス提供のための管理・運営システムを構築する

活動 別添PDMのとおり

投入

- 日本側投入 1. 専門家: 1) 総括/ 思春期保健 2) モニタリング・評価・統計 3) 地域保健 4) ヘルスプロモーション 5) その他
2. 資機材: 1) 車両 2) 事務機材 3) その他
3. 現地業務費
4. 本邦研修

- 相手国側投入 1. カウンターパート 1) 公衆衛生副大臣 2) 保健推進総局長 3) 家族統合保健課長 4) 国家思春期統合ケアプログラム長 5) STI/HIV/エイズ課長 6) 国家精神保健プログラム長 7) 第15地域保健事務所長
8) 保健推進課長 9) セクター開発ユニット長 10) 思春期プログラム長 11) 品質保証ユニット長
12) 保健サービス提供課長 13) 精神保健プログラム長 14) 女性ケアプログラム長 15) サンフランシスコ病院院長 16) サンフランシスコ病院思春期クリニック長

2. 施設・設備等

1) JICA 専門家チーム用事務所 (含電話・ファクシミリ・電気等の適切な設備)、事務用家具・事務用品

2) プロジェクト用施設・設備

3. 現地費用 1) 運営・経常費用並びに維持管理費

外部条件

保健政策におけるARHの位置づけが大きく低下しない。

ARHに対する住民及び/もしくは団体組織の大規模な反対運動が起きない。

実施体制

(1) 現地実施体制 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) 及びプロジェクト運営委員会を設置済み。前者は少なくとも年3回、後者は月1回開催する。

(2) 国内支援体制 特に国内委員会は設置していないが、必要に応じて、適宜国内の専門家に照会の上、プロジェクトを実施する。

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

1) 我が国の援助活動

2000年から2005年にかけて「第7保健地域(オランチョ県)リプロダクティブヘルス向上プロジェクト」ならびに2005年6月から2006年8月にかけてフォローアップを実施した。2006年度から2009年度にかけては、UNFPAとのマルチバイ協力「医療特別機材供与」が実施中である。また、2007年度から2009年度にかけて、AMDAによる草の根技術協力事業(草の根パートナー型)「エルパライソ県母子保健向上支援事業」が実施された。また、2009年度よりオランチョ県保健事務所に青年海外協力隊員(保健師)、またCESAMOやCMIへ協力隊員(エイズ対策、青少年活動等)が派遣され、同プロジェクトとの緩やかな連携が図られてきた(ただし、オランチョ県の治安悪化に伴い、2011年5月以降、同県からの協力隊員引き上げが予定されている)。

(2) 他ドナー等の

援助活動

1) CIDAによるシャーガス病対策活動。

2) UN6機関による「人間の安全保障基金」を使用した「若者の暴力減少プロジェクト」。

3) 2008年度から5年間、北部及び西部を重点としたCIDAによる「青少年のHIV/AIDS予防および生とリプロダクティブヘルス促進のための自治体領域における保健サービス支援」が開始予定。

4) UNICEF/GTZ/PRAIMの支援によるCOMVIDA(青少年活動グループ)が健康やスポーツに関するイベントを実施(首都を含む14都市)。

5) ASHONPLAFA (IPPF, USAID 関連) がコミュニティーへの家族計画サービスの提供を行っている。対象地区はオランチョ県を含む10県。



草の根技協(パートナー型)

2014年06月17日現在

本部/国内機関 : 中国国際センター

案件概要表

案件名	(和)エルパライソ県母子保健向上支援事業 (英)Improvement of Maternal and Child Health in El Paraiso
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	ホンジュラス国 エルパライソ県(ダンリ市・トロヘス市・エルパライソ市)
署名日(実施合意)	2007年07月31日
協力期間	2007年08月10日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)ホンジュラス保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health

プロジェクト概要

背景
ホンジュラスは、中南米の最貧国の一つに挙げられ、人口の49%が最貧困層である。保健指標も低水準であり、中でも社会的に弱い立場にある母子が影響を受けており、これが高い妊産婦死亡率(110:出生10万対)と乳児死亡率(30:出生1,000対)として現れている。こうした母子保健の現状の背景には、家庭分娩率の高さ、家庭分娩を介助する保健関係者の技術不足、レファラルシステムの不備などが挙げられる。全国平均では、約40%が家庭分娩であるが、事業対象地であるエルパライソ県を含む地域では、それが60%に上る。妊産婦死亡の70%は家庭分娩に関連して起こっており、主な原因は出血、敗血症、高血圧などとなっている。これに対し同国政府は、2001年に策定したPRSPにおいて、「2015年までに妊産婦死亡率を147人から73人へと半減する」という目標を掲げている。JICAホンジュラス事務所においても、「保健医療サービスへのアクセス向上」を重点分野の一つとし、母子保健分野の事業にも注力している。こうした状況に鑑み、本事業は、エルパライソ県の特にアクセスが困難な遠隔農村地域における母子保健サービスの向上を目的とする活動を展開する。

上位目標 同国保健省により、事業成果が他地域への波及モデルとして認識される。

プロジェクト目標 事業対象地域における村落を基点とした母子保健サービスへのアクセスが向上する。

成果
1. 地域保健医療機関の提供する母子保健サービス技術が向上する。
2. 伝統的助産婦(TBA: Traditional Birth Attendance)の能力およびサービス提供環境が整う。
3. 対象村においてFCM(コミュニティ薬局)が機能する。
4. 保健医療機関と地域間の母子保健に関するコミュニケーションが強化される。

活動
1-1 対象機関スタッフの現状調査とニーズアセスメントを行う
1-2 調査結果をもとに研修を実施する
1-3 調査結果をもとに器具を提供する
1-4 保健医療スタッフの活動状況、器具の利用状況をモニタリングする

- 2-1TBA(伝統的助産婦)の研修ニーズ調査を行う
- 2-2ニーズ調査に基づいた研修内容を策定する
- 2-3研修を開催し、必要器具を提供する
- 2-4研修後の活動状況のモニタリング・評価を行なう
- 3-1対象村ごとに効果的なFCM設置に関する住民会合を開催する
- 3-2保健ボランティアに対しFCM研修を開催する
- 3-3FCM設置に必要な医薬品等を供与する
- 3-4FCM運営状況をモニタリングする
- 4-1対象保健機関スタッフ、TBA、ヘルスボランティアによる母子保健向上のための会合の開催を支援する
- 4-2上記会合において協議された妊婦・出産の報告、ヘルスセンターへのレファラーについて改善策実施を支援する
- 4-3上記活動に対する定期評価を行う

投入

日本側投入

- 人材
- プロジェクトマネージャー24M/M
- 業務調整員18M/M
- 国内調整員12M/M
- 現地保健医療専門家30M/M
- 地域保健活動・ロジスティック担当員30M/M
- 研修推進員30M/M
- 事務・会計担当員30M/M
- 運転手27M/M

相手国側投入

- 機材
- 保健医療器具
- 医薬品・医療消耗品

外部条件

- 人材
- 保健医療従事者
- TBA
- 地域保健ボランティア
- 同国における治安状況が現状維持される。
- 同政府のNGO政策が現状のまま維持される。
- 保健省の地域母子保健制度に関する政策が大きく変更されない。

実施体制

(1)現地実施体制

エルパライン州保健局

(2)国内支援体制

AMDAホンジュラス事務所
特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構(本部)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

現地国内研修「臨床看護教師養成」(母子保健改善)主に地方において看護教育に携わる人材の育成を目指して、地方を中心とした臨床看護教師育成のためのホンジュラス国内における研修コースを、2002年度より5年間の期間で実施した。

(2)他ドナー等の

援助活動

無し。



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2 (英)Chagas Disease Control Project Phase 2
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県、ヨロ県、コマヤグア県、エル・パラ イソ県、フランシスコ・モラサン県
署名日(実施合意)	2008年01月30日
協力期間	2008年03月15日 ~ 2011年03月14日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Secretariat of Health

プロジェクト概要

背景	<p>シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病とされ、750万人以上の患者がいると推定されている。中米では、感染者は人口の約9%、約244万人と推測されており、ホンジュラス国では、人口の約7%、約30万人もの人々が感染しているとされている。</p> <p>シャーガス病予防は、マラリア熱、デング熱などの媒介虫感染症に比べて恒常的な成果を挙げやすい。シャーガス病を媒介するサンガメは、現在のところ殺虫剤に対する感受性が強く、また、近い将来耐性を発達させる可能性も低いとされている。したがって、①殺虫剤散布、②住居の改善、③住民教育を通して消滅可能な病気であることが実証されている。実際に南米のチリ、ウルグアイでは、感染の断絶が宣言されており、南米での成果を受け、中米7カ国(グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)及び米州保健機構(PAHO/WHO)は、「2010年までに中米におけるシャーガス病の伝播を中断する」という目標をあげて中米シャーガス病対策イニシアティブを開始した。この目標達成のため、毎年「中米地域シャーガス病対策連絡会議」が開催され、各国の取り組みが評価されている。</p> <p>JICAは、2000年より実施された対グアテマラ協力の経験を活かして、ホンジュラスにて技術協力プロジェクト(2003年9月~2007年9月)を実施した。2007年5月にホンジュラスにおいて実施した終了時評価では、対象4県のうち3県において、輸入種の分布率が0%に近づいており、中米で初めて輸入種生息地において、新規感染者をゼロに抑えることに成功したことを確認した。また、パイロット地区では住民参加型監視システムを試行導入しており、保健省、保健衛生技官、保健ボランティアからなる監視システムが構築されつつある。今般、同監視システムの検証を更に重ね、パイロット地区での経験・知見を基に、保健省中央、県保健事務所、保健所等が監視システムの運営に必要な能力を身につけ、戦略的に他地域へ普及させることを促すべく、保健省関係者の能力強化を主眼とした本プロジェクト(フェーズ2)を実施するに至った。</p>
上位目標	ホンジュラスにおいて媒介虫によるシャーガス病の感染が大幅に減少する。
プロジェクト目標	対象県において、アタックフェーズの地域が拡大され、住民参加型疫学監視システム(以下、監視システム)が確立される。

成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象県(インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県、ヨロ県、コマヤグア県、エル・パラソ県、フランシス・コ・モラサン県)において、R.p種のアタックフェーズが完了される。 2. インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県において、T.d種の媒介虫対策の範囲が家屋内生息率の高い区域に拡大される。 3. パイロット地区において監視システムが確立される。 4. 監視システムがパイロット地区以外のアタックフェーズの完了した優先区域に導入される。 5. プロジェクト対象県の間でシャーガス病対策に関する経験・知見が共有・交換される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. 血清検査および昆虫学調査の実施により、R.p種対策の対象地域を決定する。 1-2. 調査結果に基づき、県レベルにおいて殺虫剤散布を計画し、啓発活動を含め実施する。 1-3. R.p種のアタックフェーズにおける活動のモニタリング・評価を行う。 2-1. T.d種によるシャーガス病の感染中断に関する閾値を科学的に検討するため、複数のコミュニティにおいて、(i)16歳未満児の血清陽性率、(ii)家屋内生息率、(iii)原虫保有率の全数調査を実施する。 2-2. 血清検査および昆虫学調査の実施により、T.d種の介入対象地域を決定する。 2-3. 調査結果に基づき、県レベルにおいて殺虫剤散布、啓発活動を計画し、実施する。 2-4. T.d種のアタックフェーズにおける活動のモニタリング・評価を行う。 3-1. 監視システムの導入のためのパイロット地区を選定する。 3-2. パイロット地区において、監視システムに携わるステークホルダーの役割と責任を規定し、割り当てる。 3-3. 監視システムに携わるステークホルダーの研修を実施する。 3-4. 選定されたパイロット地区において、啓発活動を含めた監視システムを導入する。 3-5. 監視システムの業績モニタリング・評価手法を構築する。 3-6. 監視システムの業績をモニタリング・評価する。3-7. 業績モニタリング・評価の結果に基づいて研修を実施する。 4-1. パイロット地区で確立された監視システムを分析する。 4-2. 分析結果に基づいて、アタックフェーズの完了した優先区域におけるステークホルダーの種類、疫学・昆虫学・社会経済的特徴を勘案し、監視システムの導入計画を作成する。 4-3. 計画に基づいて監視システムを開始する。 5-1. プロジェクト対象県で得られた経験・知見に基づき、シャーガス病対策のパッケージ(例:実施ガイドライン、モニタリング・評価ツール、啓発・研修資料)を開発する。 5-2. プロジェクト対象県の間で経験・知見を共有・交換するためのワークショップを実施する。
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(チーフアドバイザー/運営管理、シャーガス病対策) ・短期専門家(モニタリング・評価、疫学分析、社会経済分析など) 2. 機材供与 <ul style="list-style-type: none"> ・車両、殺虫剤、ELISA用テストキット、簡易血清検査キット 3. 在外事業強化経費 <ul style="list-style-type: none"> ・研修・ワークショップ経費、教材作成費、運転手・アシスタント備上費
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材の投入 <ul style="list-style-type: none"> ・保健省職員(中央、県、県部、保健診療所/僻地保健所の各レベル) 2. 資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・前プロジェクトで供与済みの機材(車両、殺虫剤噴霧器・スペアパーツ等)、バイク、殺虫剤 3. 建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家執務スペース・駐車場 4. 必要経費 <ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤散布員謝礼(保健省がこの経費確保に責任をもつ)、保健省職員の出張旅費 ・車両・バイクの維持管理費・保険料・燃料代、プロジェクト事務所の運営費(電気代・水道代・通信費)
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)による、ホンジュラスに対する技術的・政策的な支援が継続する。 2. プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・シャーガス病対策が継続して保健省の優先事項となる。 3. 成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・(なし)
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>保健省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト・ディレクター: 保健省公衆衛生副大臣 ②プロジェクト・マネージャー: 保健省保健プロモーション総局長 ③カウンターパート: <ul style="list-style-type: none"> ・保健省シャーガス病中央検査室長および職員 ・保健省国家シャーガス病プログラム責任者および職員 ・保健省県保健事務所疫学監視ユニット ・保健省県保健事務所長および環境衛生調整官(TSAコーディネーター) ④その他関係者: <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体、保健ボランティア、PAHO/WHO、カナダ国際開発庁(CIDA) ・非政府組織(NGO)、民間開発組織(PDO)
(2)国内支援体制	<p>国内支援委員会が「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」委員構成:疫学/情報管理(委員長)、地域保健/住民参加、昆虫学</p>

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

- ・青年海外協力隊(感染症対策隊員):2003年～ 県保健事務所等へ派遣中
- ・日本政府ノンプロ無償見返り資金(シヤーガス病対策住居改善支援):2003～
高リスク地域において、媒介虫対策をJICA・保健省、住居改善を社会投資基金が連
携して実施
- ・日本政府ノンプロ無償見返り資金(殺虫剤機材供与):2006-2008 US\$ 539,806
対策地域を中心に、アタックフェーズに必要な殺虫剤を保健省に供与。
- ・JICA(シヤーガス病対策プロジェクト):2003年より西部4県にて支援を開始、2007年9月
に終了。

(2)他ドナー等の
援助活動

- ・WHO(PDM活動2-1のサシガメ屋内生息率の閾値同定に関する継続的技術支援)
- ・CIDA(シヤーガス病対策プログラム支援):2003～2007年
- ・CIDA(シヤーガス病対策プログラム支援):2009～2015年(予定)
- ・PAHO(シヤーガス病対策に関する継続的技術支援)
- ・World Vision(サンフランシスコ・デ・オパラカ市対策):2002～2006年
- ・米州開発銀行(IDB)、日本貧困削減資金(JPO)(ラパス県対策支援):2006～2009年
- ・CARE International(ラパス県対策支援):2006～2009年 JPO資金による対策実施
- ・ホンジュラス社会投資基金(FHIS)／中米経済投資銀行(BCIE)(住居改善):予定

備考

前プロジェクト(フェーズ1)において、「広域プロジェクト運営」専門家が担ってきた域内
連携の機能の一部は、本プロジェクトの「チーフアドバイザー／運営管理」専門家
に引き継ぐ。同専門家は中米域内の他国で実施するJICAプロジェクト間の連携調整を
図り、JICAプロジェクトを通じた知見・経験の広域レベルでの共有を促進する。ま
た、PAHOホンジュラス事務所との窓口機能も担い、JICAとPAHO間の連携促進を図る。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和)ホンジュラス共和国貧困削減戦略モニタリング人材育成プロジェクト (英)Human Resource Development for Monitoring of The Poverty Reduction Strategy of Honduras
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-統計
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	都市開発・地域開発-その他都市開発・地域開発
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	農村開発プログラム
援助重点課題	地域開発
開発課題	持続的地域開発
プロジェクトサイト	テグシガルパ及び西部地域
署名日(実施合意)	2008年09月22日
協力期間	2008年10月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和)国立統計院
相手国機関名	(英)National Statistics Institute (Instituto Nacional de Estadísticas, INE in Spanish)

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国(以下、「ホ」国)国立統計院(INE)は政令86-2000号によって設立された機関であり、SEN(国家統計システム)の中核機関である。統計情報の整備は、「貧困削減戦略文書(PRSP)」、「ミレニアム開発目標(MDGs)」、「国家ビジョン2010-2038」、「国家計画2010-2022」達成に向けた各種進捗状況の測定に重要であり、また官民両セクターにおいて正しい意思決定を行うための基本となっている。INEはENDEH(統計開発国家戦略)を作成しており、その中で能力強化センターを開設し、全ての政府機関の関係者に向けて統計能力強化を図っている。また、地方分権化が進む中、国際援助資金が市町村政府に還流するようになっており、市町村政府には貧困削減事業を円滑に計画・実施する能力が求められている。このため、事業の進捗モニタリングや新たな事業設計のため、市町村政府の統計活用能力の強化も重要である。

他方、アルゼンチン国(以下、「ア」国)国立統計・国勢調査院(INDEC)は、過去に我が国の技術協力を受けた実績を有し、社会人口経済データ収集・整理の知見を蓄積している。「ホ」国INEとしては、かかる域内先事例に学びたいとして、INDECのリソースを活用した日亜パートナーシップ・プログラム(PPJA)による実施を想定し、本案件が要請され、採択された。

これまで本プロジェクトは、「ア」国専門家派遣、また「ア」国INDECによる「ホ」国INE職員の受け入れなどを通じ、プロジェクト成果達成への活動を進めてきた。しかしながら、2009年6月28日に勃発した「ホ」国政変の影響により「ア」国からの専門家派遣等各種投入を一時見合わせるなどの通達を受け、現在「ア」国リソースによる投入は行なわれていない。

これまでの活動・成果を取りまとめ、2010年1月27日の新政権成立後の動向を踏まえ、プロジェクト協力期間後半のより有効な活動を提案することを目的に、プロジェクト期間の中間点を迎える2010年2月に中間レビューを実施し、それ以降、日本からの投入を主に支援を行っている。

上位目標 INEが提供する統計情報の質が向上する。

プロジェクト目標 人口統計関連指標においてINEの政府統計作成能力が向上・強化される。

成果	<p>1.INEの統計に関する組織と機構が整備・強化される。</p> <p>2.INEの職員の能力が向上し、人材が育成される。</p> <p>3.データベース構築のためのシステム(手法)整備と人材育成が行われる。</p>
活動	<p>1-1 INEやSENの組織や機構をレビューし、実践面での適切な提言を行う。</p> <p>1-2 統計機構の各国事例との比較において問題点を抽出し、適切な指導を行う。(特に中南米諸国や日本の統計組織、統計機構との比較)</p> <p>2-1 INE及びSENの統計関係職員に対し各種研修を開催する。 (研修内容:統計調査の実務に関する基礎講座/人口センサスの実施手法に関する基礎講座/人口分析を中心とした統計分析/標本調査の理論と実践/将来人口推計の手法/データベース構築システム/統計組織・機構の整備/社会人口統計指標)</p> <p>2-2 標本調査やデータベース構築分野を中心に派遣専門家による直接指導(On the Jobトレーニング)を実施する。</p> <p>2-3 INE職員を対象に上記分野に関する本邦研修を実施する。</p> <p>3-1 データベースに関するシステム構築の具体的な指導を行う。</p> <p>3-2 SEN構成機関のデータベース構築に関して現状把握を行い、モデル構築のための分野を選定する。</p> <p>3-3 選定された分野について、関連機関の協力のもと一連のモデルシステムの作成指導を行う。(電子媒体による基礎データの収集/フォーマットの作成/集計/データクリーニング/データ蓄積/データ提供)</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人専門家派遣 ・アルゼンチン専門家派遣(2009年度まで) ・本邦研修 ・一般業務費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトコーディネーター ・プロジェクトC/P配置 ・専門家執務スペース
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・INEを中心とした統計システムの整備について政府方針が変更されない。 ・必要な予算が拠出される。 ・INE内の組織体制整備に関する協力が得られる。 ・SENを構成する各機関の協力が得られる。 ・SENに関わる各機関の統計協力に関する予算が確保される。 ・SENに関わる各機関の統計関連部署の人員が確保される。 ・SEN構成機関がINEに対し必要な統計関連基礎情報を提供する。 ・特にデータベースのモデルシステム作成に関わる機関は、積極的な協力体制をとること。
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・INE(国立統計院)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>2006年から2010年に実施した「西部地域開発能力強化プロジェクト(FOCAL)」は、主に、貧困削減に向けた西部地域市町村政府職員の社会インフラ整備施策の形成・実施運営管理能力向上を目的とし、市連合会を通じ、市町村政府に対して住民参加型の開発計画、小規模社会インフラ整備事業の実施運営管理及び財務・予算管理に関する研修、技術支援を実施した。2011年から今後5年間、その経験、知見をモデル化し、他の地域で検証、普及を行っていくことを目的とした活動が予定されている。今後、当プロジェクトのカウンタパート機関の活動とFOCALとの連携により、市町村政府職員の統計活用能力強化も期待される。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>2009年7月に発足した統計ドナーグループの中心的メンバーは、USAID、スペイン、ドイツ、日本、世銀、IDB、UNDPであり、政府の成果による管理の推進を支援する目的で、統計情報作成・整備に関するINEへの協力を行っている。2012年にはIDBを中心としたドナー支援を得て人口センサス支援が予定されている。</p>



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)西部地域・開発能力強化プロジェクト (英)Development Capacity Building in the Western Region of Honduras
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	農村開発プログラム
援助重点課題	地域開発
開発課題	持続的地域開発
プロジェクトサイト	西部地域イギー市連合会及び構成市(コパン県、オコテペケ県、レンピーラ県)
署名日(実施合意)	2006年06月30日
協力期間	2006年09月01日 ~ 2010年10月31日
相手国機関名	(和)社会投資基金(FHIS)、イギー市連合会及び構成市
相手国機関名	(英)FHIS

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス国(以下「ホ」国)の貧困地域に存在する市のほとんどは、人口が3千人から1万人に満たない小規模自治体であり、優秀な人材の不足、税収基盤の脆弱さと財政規模の小ささから、住民に対する必要最小限の行政サービスも十分に提供できない状況である。こうした人材面、財政面における自治体の能力不足を解決する一方策として、市(Municipio:自治体の単位)が複数集まって市連合会(Mancomunidad)を形成しており、これは「ホ」国地方自治体法でも奨励されている。市の開発行政は市連合会の支援ユニット(UTIM)が技術的に支援することになっているが、市連合会、支援ユニット共に案件実施能力が弱く、能力強化が必要となっている。また、「ホ」国では、特に農村部の住民においては、「開発は自分たちの力では難しく、自治体を含む政府がやらなければ何もできない」との諦念が蔓延していることから、自らの関与で開発を進めることを可能とするエンパワーメント支援も必要である。さらに、地域住民と市政府とを繋ぐ体制は、住民参加型CODEM(市町村開発委員会)という形で形成されているものの、同委員会の導入から日が浅く、ほとんどの市で機能していない状態である。</p> <p>このような状況の中、2003年2月から3月にかけてJICAホンジュラス事務所はUNDPと共催して、ホ国の貧困削減戦略において重視されている貧困指数の高い「ホ」国南西部において、MDGs(ミレニアム開発目標)セミナーを行い、同セミナーをきっかけとして、JICAがこれまで協力をおこなってきた西部地域において、人間の安全保障の観点から現地の課題解決のために有効な方策を模索し、現地在外専門調整員を雇用して西部地域の現状を把握すると共に現地関係者(市長やコミュニティーの代表、他ドナー現地プロジェクト関係者)との関係を形成し、現地の住民に直接裨益するプロジェクト形成を行った。形成したプロジェクト(案)については、JICAから中央政府に提示し、中央政府が同案件実施の必要性を認識した上で、2004年度に同案件の実施をホンジュラス政府から日本政府に対して要請した。</p>
上位目標	市連合会および構成市の能力が強化され、社会インフラ整備事業が自立発展的に社会的コンセンサスを得て、形成、実施、運営、維持管理される
プロジェクト目標	イギー市連合会および構成市において、社会インフラ整備事業を適切に社会的コンセンサスが得られ、形成、実施、運営、維持管理できる適切なモデルが形成される
	1. 市連合会構成市およびコミュニティーの開発現状および問題点が把握され、分析される

成果

- DOCP事業の資金管理、運営管理が改善される
- PEC事業の実施から得られた結果を分析し、PEC事業に関する課題、有効な方法が把握される
- PEM事業の実施から得られた結果を分析し、PEM事業に関する課題、有効な方法が把握される
- DOCP事業の実施を通じて、市連合会および構成市の職員、コミュニティの能力強化がはかられる(社会的合意、施工管理、サービス、資金管理)
- DOCP事業の経験が確認され普及される

活動

- コミュニティ、市における関係機関の連携強化
コミュニティや市において、関係機関の参加を基に、プロジェクトの計画、実施、成果について、共有、検討する機会(場)を促進する
- 市の開発事業のニーズ把握
15の構成市から6つの市を選び、ベースライン調査を実施する。
- DOCP事業資金の効率的な運用に関する調査、提案
・DOCP事業の信託基金(FIDEICOMISO)の管理過程、規則が分析される
・DOCP信託基金のプロセスに対して、提案がなされる
・DOCP事業の資金を効率的に活用するための行政、会計、予算管理のプロセスを改善する
目的で、市町村に対する支援が提案される
・市連合会、市の支援ユニットの能力強化のための研修内容、スケジュールが計画される
- PEC、PEM事業の問題分析
・実施されたPEC、PEM事業の現状、問題分析を行なう
・調査結果を取りまとめ、マニュアル案を作成し、マニュアル案の事業への適用、検証、修正をおこなう
- 市連合会、市職員に対する研修実施
・市連合会の支援ユニット、市職員に対する研修計画を立案、実施する。
・市連合会の支援ユニット、市職員によるコミュニティへの研修のメカニズムを形成する
・コミュニティへの研修のモニタリングにより、マニュアル案の検証、修正をおこなう
- プロジェクトの経験を総括
・プロジェクト実施を通じて得られた経験、教訓が取りまとめられ、システム化する

投入

日本側投入

- 専門家派遣:(長期)2名/年 チーフアドバイザー、業務調整
(短期)4名/年 必要に応じて

- 機材: 車輛、OA機器他
- その他: 技術交換事業等

相手国側投入

- カウンターパートの配置、施設・土地の提供

外部条件

- 地方自治体と住民および関係機関(市長連合会、内務司法省他)とのネットワークが構築・維持される
- DOCP事業を継続する政策が維持され、地方自治体の開発事業が政治的に悪影響を受けない
- 市連合会および構成市において、組織体系が整備され、必要性に応じた職員数が確保される
- 構成市の自主財源が増加し、財政の透明性が確保される
- プロジェクト実施から得られた知見・経験が普及される

実施体制

(1)現地実施体制

- 長期専門家 2名(チーフアドバイザー、業務調整)
- 短期専門家 1名(能力開発)
- ローカルコンサルタント

(2)国内支援体制

グアテマラ・ホンジュラス国内支援委員会

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

本プロジェクトは、ODA大綱における基本方針であるMDGs支援、各国PRSP支援、人間の安全保障の視点に立ち、能力開発・エンパワメントを重視し、協力の成果が地域およびその住民に届く貧困削減支援プロジェクトである。また、JICAのホンジュラス国別事業実施計画では、重点事項である「地方における貧困対策」に合致する。西部地域において、「シャーガス病対策プロジェクト」及び「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」を実施中である。

(2)他ドナー等の 援助活動

「ホ」国では、2001年10月貧困削減戦略書(PRSP)を策定し、総人口650万人の66%に達する貧困層を2015年までに24%削減する計画で2002年より実施に移している。特にプロジェクト対象地域である西部は貧困度が高く、UNDPの人間開発報告書(2003年度版)の開発指数によれば「ホ」国18県の中でレンピーラ県は最下位(県平均0.463)、コパン県は16位(県平均0.556)であり、政府はこれら2県を含む西部地域に優先的に投資し、開発を急ぐ政策を採っている。また「ホ」国政府は、PRSPの効果的実施のためには地方行政組織及び住民の直接的参加が重要との判断から、国家計画として「地域開発プログラム(PRODDEL)」を策定・実施するとともに、地方分権化を進める意向を有しており、この中で市町村は、それぞれ開発戦略及び年間実行計画を作成し、政府からその承認を受けた後、政府から開発資金を得ることになる。かかる政策の実施のためには、地方自治体強化が不可欠であり、政府はドナー社会に対し同分野での協力を要請している。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和) 地域警察活動支援プロジェクト (英) Training for the National Police on the Community Police Philosophy by Japanese Model
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	市民安全プログラム
援助重点課題	地域開発
開発課題	持続的地域開発
プロジェクトサイト	テグシガルパ・サンペドロスーラ
署名日(実施合意)	2008年12月16日
協力期間	2009年01月01日 ~ 2012年12月31日
相手国機関名	(和) ホンジュラス共和国 治安省
相手国機関名	(英) Secretaria de Seguridad

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス共和国では、公共安全は治安省が所掌し、組織犯罪対策、一般犯罪対策、青少年凶悪組織犯罪対策、警察再強化の4つを柱とする戦略計画に基づき治安の維持・改善にあたっている。同省は治安状況改善には、市民参加による防犯体制の強化が不可欠と考えており、2002年に防犯警察総局の下にPrograma de Comunidad Mas Segura(より安全な地域社会プログラム)を設置し、7都市の10地域において警察と地域社会の関係構築・強化を目指す活動を試験的に開始した。</p> <p>セラヤ政権は、国家警察の人的・物的資源の限界を認識しており、犯罪に対応するには警察と市民社会の一層の関係強化が重要だとして、大統領令により首都並びに第2の都市であるサンペドロスーラ市に1,000の市民治安対策委員会(Mesa de Seguridadと呼ばれ、警察と地域社会が協働して治安対策に当たるための組織)を設置することを宣言した。また、後に治安対策委員会の運営マニュアルが策定され、同委員会の役割等も法制化が進んでおり、2007年6月末の時点では既に全国に6,497のMesaが形成されている。</p> <p>こうした取り組みの一方で、警察組織内部の人材の意識改革はなかなか進んでおらず、今後は市民警察活動の調整部局となっている「より安全なコミュニティー課(Division de Comunidad Mas Segura)」の強化を通じ、Mesaの主要メンバーや警察内部の人材への継続的な研修が必要となっている。</p>
上位目標	テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市において日本を参考にした地域警察モデルの導入により犯罪の発生が減少する。
プロジェクト目標	ホンジュラスにおける日本を参考にした地域警察のモデルが、テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市のパイロット地域での経験をとじて確立する。
成果	1.日本を参考にした地域警察についての成功事例が、パイロット地域において蓄積・運用される。 2.日本を参考にした地域警察についての研修を受けた警察官がパイロット地域の“Estaciones

Policiales Comunitarias”に配置される。

3.パイロット地域において、警察と地域住民の相互関係の連帯が向上する。

活動

- 1.1. パイロット地域の現状分析が行われる
- 1.2. 地域警察の現在の活動についての現状分析が行われる
- 1.3. プロジェクトにおける地域警察の初期モデルを定義する
- 1.4. パイロット地域の“Estaciones Policiales Comunitarias”の基盤整備を行う
- 1.5. 地域警察モデルのモニタリングシステムを構築する
- 1.6. 地域警察モデルの評価システムを構築する
- 1.7. 地域警察モデルの実施と適応化の経験を体系化する
- 1.8. 地域警察モデルの成功事例を評価する
- 1.9. 事例の蓄積から地域警察の初期モデルを修正する
- 2.1. 必要な研修内容について調査する
- 2.2. 研修計画を策定する
- 2.3. 研修計画に沿って研修を実施する
- 2.4. 地域警察モデルの研修の実践についてモニタリング・評価を行う
- 3.1. パイロット地域において、地域警察と地域住民の双方向のコミュニケーションを構築する
- 3.2. 地域との関係構築のための職務質問等のあり方について改善する
- 3.3. 市民安全についてパイロット地域の現状分析を行う
- 3.4. パイロット地域において社会貢献活動を行う
- 3.5. 地域住民に対して地域治安の共通問題について研修を行う
- 3.6. 地域における犯罪の事前予防について啓発活動を実施する

投入

日本側投入

1. 専門家派遣
2. 研修の実施
3. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に必要な資機材
4. プロジェクトの実施に必要な支出

相手国側投入

1. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に必要な基盤整備
2. 必要な人材の配置
3. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に配置される警察官へ必要な装備
4. プロジェクトの実施に必要な支出

実施体制

(1)現地実施体制

- ・ホンジュラス国治安省
- ・ブラジル国サンパウロ州軍警察

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

地域別研修「中南米地域 治安対策強化セミナー」など、年間5件程度の本邦研修を実施中。平成19年度は、「中南米地域 治安対策強化セミナー」の帰国研修員よりフォローアップ協力の申請があり、市民警察をテーマとした治安省高官・上級警察官を対象としたセミナーが実施された他、Mesa de Seguridadの運営マニュアル作成への支援も行われている。

また、2006年より国連関係6機関が人間の安全保障基金を利用した青少年の暴力削減プログラムを3つの中規模都市(Juticalpa, Comayagua, Cholutecaの3市)で実施しており、ボランティア事業との連携を検討しているところである。

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・台湾政府からの車両供与
- ・USAID等による、麻薬撲滅プログラム



個別案件(専門家)

2016年10月07日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)農村開発(貧困削減)技術アドバイザー (英) Technical support in the analysis, formulation and monitoring of projects with the intention of contributing to the reduction of the Poverty.
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	首都テグシガルパ
署名日(実施合意)	2007年10月01日
協力期間	2008年06月10日 ~ 2010年09月09日
相手国機関名	(和) 農牧省
相手国機関名	(英) Secretary of Agriculture & livestock (Secretaria de Agricultura y Ganaderia)

プロジェクト概要

背景	<p>2001年に策定されたPRSPIによれば、農村人口の75%が貧困ライン以下の生活を強いられている。また、農村人口の61%は極貧である。</p> <p>地方農民の中には、農地での自給自作の他に現金収入源が無い中、扶養家族分の基礎食糧となるトウモロコシやフリホーレス(インゲン完熟豆)さえまともに生産・保存できない状況が出現してきており、これがひいては貧民と化して都市集中化を深刻化させている原因ともなっている。</p> <p>農耕できる土地を所有しながら、十分な基礎農作物等の安定的な収量を上げることができない原因は、1. 基礎穀物の自家採取種の遺伝的劣化による生産力の大幅な低下、2. 雨季に不規則に発生する長いカニクラ(中乾季)による作物の枯死、3. 収穫した穀物の保存が不適正であることなどが大きく影響している。</p> <p>一方、これまでは、このような貧困農民層に対しては、数十年に渡って非伝統的な農作物を換金作物として栽培することを奨励し、栽培技術移転を実施して来ているが、狭小な国内市場を賄う生産者は既に有り余るほど存在し、新たな生産者を作り出すことは、農産物の価格暴落を招く事態となり、生産コストも回収できない事態が恒常的に生じている。よって、貧困農民を対象とした換金農業への取り組みだけでは限界があり、今後は生産物の加工、流通、その他地元資源の活用などによる収入源をも視野に入れた新たな視点での協力取り組みも必要とされている。</p>
上位目標	先方農牧省における農村開発(貧困削減)にかかる実施体制、能力が強化される。
プロジェクト目標	農牧省(SAG)における農村開発(貧困削減)の実施方法が、貧困農民の生計改善に直接的かつ自立発展的な方法に改善される。
成果	1. 農牧省の貧困削減に係るプログラムやプロジェクトの立案・実施能力及び評価能力が強化される。 2. 我が国の農業農村開発分野の協力が資金協力と技術協力の連携及びプログラム化により効果的に実施される。

3.各ドナーとの援助協調により効果的な援助が実施される。

活動

- 1.1 貧困削減のプログラム等の実施能力強化を支援する。
- 1.2 ホ国で実施された貧困削減事業の事業評価を支援する。
- 1.3 新規の貧困削減事業の調査・計画立案に助言・指導を行う。
- 2.1 ホ国で実施された事業(資金協力、技術協力)の調査・分析を支援する。
- 2.2 新規の事業の調査・計画立案に助言・指導を行う。
- 3.1 農牧政策関連会議やドナー会議へ出席するとともに、他ドナーとの連携・協調に係る政策提言を検討する
- 3.2 他のドナーと連携した事業計画の立案に助言・指導を行う。

投入

- 日本側投入 長期専門家1名
機材
- 相手国側投入 適度に整った執務室、C/P

実施体制

- (1)現地実施体制 JICAホンジュラス事務所
ホンジュラス国農牧省
- (2)国内支援体制
・中南米部中米カリブ課
・農村開発部畑作地帯第一課



技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和) 地方女性のための小規模起業支援プロジェクト その2 (英) The Project for Promotion of Self Management Enterprises of Women in Rural Area
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
署名日(実施合意)	2003年10月23日
協力期間	2003年11月01日 ~ 2008年10月30日
延長終了日	2009年06月 30日
フォローアップ期間	2009年2月 上旬 ~ 2009年6月 下旬
相手国機関名	(和) 家族支援計画(PRAF)
相手国機関名	(英) PROGRAMA DE ASIGNACION FAMILIAR

プロジェクト概要

背景	<p>本プロジェクトは貧困女性が地域リソースを活用した小規模事業を起業・運営できるようになることを目的に、当初3年間の予定で2003年11月から開始され、2006年7月に終了時評価が実施された。この終了時評価では、プロジェクト目標が概ね達成されると評価する一方で、自立発展性を高めるために、女性の小規模企業グループへの継続支援とガイドライン及びマニュアル等の策定が必要であるとされた。これを踏まえ、2006年11月～2007年10月の1年間にわたリガイドライン及びマニュアルの精緻化及び継続支援を目的に延長を行った。</p> <p>次いで2007年10月に運営指導調査団を派遣し、延長期間の本プロジェクトの進捗を確認したところ、自立発展性をより確実なものとするためには、プロジェクトを通じ形成した地方の小規模女性グループの起業支援モデル(=開発モデル)の一般化が必要とされた。これから、2007年11月～2008年10月の1年間の再延長を行い、この2008年10月にプロジェクトが終了したところである。</p> <p>上記のように、2年間に渡りプロジェクトが延長されプロジェクト全体期間が5年間となったのに対し、前回の終了時評価では2年半の活動の評価を行っただけである。このため、プロジェクト全体期間の評価を的確に行い、残された課題やフォローアップすべき事項を明確化するため、第二回終了時評価を実施する。また、MEMプロジェクト実施機関であるPRAFからは既に個別専門家の要請が提出されているため、この取り扱いについても本調査の結果をもとに検討を行う。</p>
上位目標	<ol style="list-style-type: none">1. 対象社会の人々のエンパワーメントが達成される。2. 同様のアプローチが他地域で実施される。
プロジェクト目標	貧困女性の職業能力向上及びカウンターパート機関の能力向上を通じ、プロジェクトサイトで貧困女性が地域のリソースを活用した小規模事業を起業・運営できるようになる。
成果	<p>0. 明確になった条件を基にプロジェクトサイトが選定される。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 小規模起業のビジョンを持った女性受益者グループが組織され、実施計画が定められる。

- 2.女性受益者が自立的な小規模事業の起業・運営に必要な知識及び技術を身につける。
- 3.起業に必要な機材が準備される
- 4.女性グループが起業・運営を始める。
- 5.カウンターパートをはじめとした小規模事業を支援する関連機関および人材の能力が強化される。
- 6.将来のプロジェクトに実施される目的で本プロジェクトのプロセスと経験が蓄積される

活動

- 0-1 PRAFが実施している小規模支援事業を把握する。
- 0-2 プロジェクトサイト候補のコミュニティ分析調査、市場分析を実施する。
- 0-3 プロジェクトサイト県の機関の活動内容を把握し、協力の可能性を検討する。
- 1-1 女性受益者の組織形成・強化のための啓発活動及び必要な情報提供を行う。
- 1-2 生産業種を決定するためのワークショップを実施する。
- 1-3 女性受益者が起業計画を策定するためにワークショップを実施する。
- 2-1 各グループのニーズに基づいた研修計画を策定する。
- 2-2 小規模事業のための職業技術訓練を実施する。
- 2-3 小規模事業運営の訓練及び助言を行う。(運営管理方法、法的手続き、流通経路)
- 2-4 女性受益者が小規模事業発展計画を策定するためにワークショップを実施する。
- 2-5 小規模事業に対する助言サービスを実施する。
- 3 小規模事業に機材の貸与を行い、機材に関する指導・助言を行う。
- 4-1 小規模起業にあたり、製造、販売に必要な支援を行う。
- 4-2 地域特性に応じたエンパワメント指標が適用される。
- 5 女性グループの形成・強化のための研修を行う。(小規模事業を支援する関連機関および人材を対象)
- 6-1 プロジェクトサイトの各活動のモニタリングとフォローアップを行う。
- 6-2 ガイドライン、プロジェクトの成功例と失敗例の事例集を作成する。

投入

日本側投入

- 1) 専門家:
 - 長期 3名/年
 - 短期 数名/年
- 2) 現地業務費(現地コンサルタント・NGO備上費、現
- 3) 機材供与(訓練用機材、専門家移動車輛等)

相手国側投入

- 1) C/P:家族支援計画庁(PRAF) 3名(プロジェクトマネージャー含む)
- 国立職業訓練庁(INFOP) 1名
- 2) ローカルコスト負担
- 3) 執務場所
- 4) 管理要員(秘書、運転手)
- 5) オフィス備品、オートバイ等
- 6) マイクロファイナンス資金